附則第十四条の十第一項算式及び算式の符号を次のように改める。

算式

$$\left(A\times0.5\times0.57\times\frac{a}{b}+A\times0.5\times0.43\times\frac{c}{d}\right)\times0.25$$

算式の符号

A　道府県が地方税法第72条の115第２項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額

a　当該市町村の平成22年人口

b　当該市町村の属する道府県の平成22年人口

c　当該市町村人口

d　当該市町村の属する道府県人口

附則第十五条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第二号中「前年度における改正前の省令」を「前年度における平成二十八年改正前の省令」に改め、同号(一)算式の符号C中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同号(二)並びに同項第三号及び第四号中「改正前の省令」を「平成二十八年改正前の省令」に改め、同項第六号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法の特例）

第十五条の二　平成二十八年度に限り、熊本県に存するゴルフ場に係るゴルフ場利用税交付金の基準額は、第三十七条の五の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額の合計額とする。

算式

$A\times B\times0.942\times\alpha$

算式の符号

A　地方税法第103条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の４月１日現在のゴルフ場に係る１人１日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に192を乗じて得た額

B　総務大臣が調査した前年の３月１日からその年の２月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の３月31日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の１日当たりの数（当該ゴルフ場が２以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、１人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　ゴルフ場利用税交付金に係る特例率として総務大臣が通知した数

附則第十六条第一項及び第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第五項中「（以下「平成二十四年普通交付税省令」という。）」を削り、「対象都道府県及び」を「対象都道府県」に改め、「（以下「平成二十五年普通交付税省令」という。）」を削り、「にあつては、平成二十三年度及び平成二十四年度」を「及び平成二十八年改正前の省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県にあつては、平成二十三年度、平成二十四年度及び平成二十六年度」に改める。

附則第十八条の見出し中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同条算式中「446」を「449」に、「0.271」を「0.273」に改め、同条算式の符号A中「平成27年１月１日」を「平成28年１月１日」に改め、同条算式の符号B中「経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第１号）」を「経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）」に、「平成24年２月１日」を「平成26年７月１日」に改める。

附則第十九条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二号算式の符号B中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附則第十九条の五第一号を次のように改める。

一　当該年度に係る額

イ　八七五、一〇〇、〇〇〇千円に八分の一を乗じて得た額を各都道府県の人口（国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口とする。）で按分した額、ロ　八七五、一〇〇、〇〇〇千円の八分の三に相当する額を各都道府県の人口（国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。）で按分した額及びハ　八七五、一〇〇、〇〇〇千円の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数（経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。）で按分した額の合算額に〇・七五を乗じて得た額とする。

附則第十九条の五第二号算式の符号B中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同条第三号及び第四号中「改正前の省令」を「平成二十八年改正前の省令」に改める。

附則第十九条の十四第一項の表中欄中「平成二十二年十月一日」を「平成二十七年十月一日」に改め、同条第六項の表都道府県の項算式中「0.856」を「0.852」に改め、同項算式の符号A算式１中「－0.150」を「－0.153」に改め、同項算式の符号A算式１の符号a及びbを次のように改める。

a　平成23年から平成27年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算定した数を控除した数

算式

$a_1\times a_2+a_3\times a_4+a_5\times a_6$

ただし、$a_1\times a_2$、$a_3\times a_4$及び$a_5\times a_6$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a_1　平成23年から平成27年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の病院部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「病院」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_2　当該団体が経営する病院事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成23年度から平成26年度の各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）

a_3　平成23年から平成27年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「水道」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）